

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新 C	旧 新 B	旧 新 A	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字田島字中東四七番二地先から 吉川市大字上内川字上中通三一番一地先まで	北葛飾郡松伏町大字田島字中東六五一番一地先から 同郡同町大字田島字中西一〇四番一地先まで	北葛飾郡松伏町大字田島字中東六四九番一地先から 吉川市大字上内川字下根通一六五九番五地先まで	区 間
一四・〇〇〃 五三・五一	二三・九一〃 五二・三七	七・七〇〃 一五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
七五三・六三	九二五・三〇	二、三八五・七〇	延 長 (メートル)
			備 考

令和二年八月十四日付け  
埼玉県越谷県土整備事務  
所長告示第十号で告示し  
た道路予定区域の変更で  
ある。